◇◆市役所代表番号◆◇

☎58－2111（伊奈庁舎・谷和原庁舎共通）

※旧谷和原村役場の番号(☎52－3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

▼申込期限＝5月7日(月)

申問 常総広域視聴覚ライブラリー事務局

☎48－2339

第14回犬・猫里親の会のお知らせ

里親の会は、犬や猫がほしい方と事情により犬や猫を飼えなくなった方の仲介をします。

里親の会に参加する方は、必ず事前に連絡してください。

▼日時＝5月6日(日) 午後1時～3時 ※雨天中止

▼場所＝伊奈庁舎駐車場（常陽銀行ATM付近）

問 占部（うらべ） ☎58－7168

ご利用ください

浄化槽設置事業費の補助について

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、浄化槽設置者に対する補助事業を実施しています。

▼補助対象

○次の区域以外の地域

・公共下水道事業認可区域

・農業集落排水事業認可区域

・コミュニティプラント事業整備区域

○税金の滞納がないこと

▼補助基数

○通常型浄化槽

・5人槽＝15基

・7人槽＝15基

・10人槽＝2基

○高度処理型浄化槽（窒素およびりん除去能力を持つ高度処理型）

・5人槽＝2基

・7人槽＝2基

※市が指定する牛久沼流域については、通常型・高度処理型いずれかとし、その他の補助対象地域については、通常型のみとします。

▼受付期間＝11月30日(金)まで（平成19年度工事完了のものに限ります。）

申問 下水道課（小絹水処理センター内）

☎52－3939

就学援助制度についてのお知らせ

市では、お子様が義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は申請が必要となります。

▼対象＝生活保護世帯(要保護)、またはこれに準ずる世帯（準要保護）と教育委員会が認定した世帯

▼援助の内容＝学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・医療費（学校保険法により治療の指示を受けた疾病に限る）・給食費などで教育委員会が定めた金額（国の基準に準ずる）

▼申請方法＝各小中学校に用意してある所定の申請書および収入申告書と、前年中の収入のわかる証明書などを添付し、担任の先生へ提出

▼申請期限＝5月31日(木)

※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委員会などにご相談ください。

※申請されると、必要に応じて地区民生委員が自宅調査に伺いますのでご協力ください。

申問 谷和原庁舎教育委員会学校教育課

☎58－2111（内線8204）

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

家庭において寝たきりの状態にある方などに対し、寝具の洗濯などを行います。

対象者は、次のいずれかに該当する方です。希望される方は5月31日(木)までに申請してください。

▼対象者

・寝具の衛生管理が困難な70歳以上の単身高齢者および高齢者のみの世帯

・老衰、疾病などの理由により、寝たきりの状態にある65歳以上の高齢者

・重度の身体障害により、寝たきりの状態にある身体障害者（児）

▼事業の内容

・寝具（原則的に掛布団、敷布団および毛布の各1枚を一式とする。）の洗濯・乾燥・消毒

・利用は、年2回を限度とします。

申問 伊奈庁舎社会福祉課

☎58－2111（内線1153、1154）

市町村中小企業金融制度の連帯保証人変更

市町村中小企業金融制度（自治金融・振興金融）を申し込む際の連帯保証人が、4月1日から法人代表者のみになりました。

中小企業資金融資あっ旋申込書の連帯保証人の欄へは、法人代表者のみ記載してください。

個人で申し込む際の連帯保証人は不要です。

問 谷和原庁舎産業政策課

☎58－2111（内線8140～8144）

架空請求にご注意ください。覚えのない請求はがきや手紙を受け取ったら消費生活センターにご相談を。